

民間施設における 受動喫煙防止対策の手引き

資料編

目次

第1	既存の建築物等における経過措置	1
1	喫煙室を設置することが困難な場合	1
2	たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置	1
第2	既存の小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）に対する特例	1
1	設置可能な喫煙場所	1
2	既存特定飲食提供施設の要件	2
第3	喫煙場所の提供を主目的とする施設（喫煙目的施設）	2
1	対象施設と要件	2
2	屋内喫煙場所の設置に係るルール	3
第4	喫煙をする際・喫煙場所を設置する際の配慮義務	4
第5	国が実施する支援事業	4
1	受動喫煙防止対策助成金	4
2	受動喫煙防止対策に関する相談支援	4
3	受動喫煙防止対策に関する職場内環境測定支援	4
第6	標識の掲示場所及び内容	5

第1 既存の建築物等における経過措置

1 喫煙室を設置することが困難な場合

施設管理権原者の責めに帰することができない事由によって「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たす喫煙室を設置することが困難な場合、当該喫煙場所において「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」を講じることにより、「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」と同等程度の措置とみなすことが可能となります。

なお、この措置は令和2年4月1日時点で現存する建築物等に限ります。

2 たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置

以下のア及びイに掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内または内部の場所に限る。）に排気されるものであること。

なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

ア. 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること

イ. 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること

第2 既存の小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）に対する特例

1 設置可能な喫煙場所

屋内の全部または一部の場所に「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たした喫煙室（喫煙可能室）を設置することが可能です。

※喫煙可能室内では飲食等のサービスの提供が可能です。

【規制内容のイメージ図】



※複合施設等の一部にある施設が屋内の全部の場所を喫煙可能室とする場合、別の当該複合施設等の屋内の場所へのたばこの煙の流出を防止するため、壁・天井等による区画が必要となります。（「たばこの煙の流出を防止するための技術

的基準」の①及び③の基準への適合は不要。)

※屋内の一部の場所に喫煙可能室を設置する場合、「屋内の場所が複数階に分かれている場合の喫煙室の取扱い」及び「既存の建築物等における経過措置」の適用も可能です。

2 既存特定飲食提供施設の要件

(1) 既存特定飲食提供施設の要件

以下の全ての要件を満たす必要があります

ア. 令和2年4月1日時点で現存する飲食店・喫茶店等

イ. 個人または中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下の会社）が経営

ウ. 客席面積100m²以下

※「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

(2) 既存特定飲食提供施設の要件の例外

次のアまたはイに該当する会社が経営している場合は、大規模会社（資本金の額または出資の総額が5,000万円を超える会社）が経営しているとみなされ、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていないものとして扱われます。

ア. 発行済株式または出資の総数または総額が1/2以上が同一の大規模会社の所有に属している会社

イ. 発行済株式または出資の総数または総額が2/3以上が大規模会社の所有に属している会社

第3 喫煙場所の提供を主目的とする施設（喫煙目的施設）

（令和2年4月1日から規制開始）

1 対象施設と要件

(1) 公衆喫煙所

施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること

※「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、施設内での喫煙以外の行為は行わないという趣旨ですが、公衆喫煙所については、喫煙以外の一切の行為を認めないというのではなく、例えば、喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能となります。

(2) 喫煙を主目的とするバー・スナック等

ア. たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること

イ. 設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること

※「対面販売」とは、たばこ事業法第22条第1項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所または第26条第1項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しません。

※「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものですが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断されます。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

ア. たばこまたは喫煙器具の販売（たばこについては対面販売に限る。）をしていること

イ. 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと

※当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこまたは専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超える必要があります。

2 屋内喫煙場所の設置に係るルール

屋内の全部または一部の場所に「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」を満たした喫煙室（喫煙目的室）を設置可

※「喫煙を主目的とするバー・スナック等」に限り、喫煙目的室内での飲食等のサービスの提供が可能となります。

※公衆喫煙所の場合、屋内の一部の場所を喫煙目的室とすることはできません。

※屋内の一部の場所に喫煙目的室を設置する場合、「屋内の場所が複数階に分かれている場合の喫煙室の取扱い」及び「既存の建築物等における経過措置」の適用も可能です。

【規制内容のイメージ図】



第4 喫煙をする際・喫煙場所を設置する際の配慮義務

改正法では、法に基づく禁煙エリアだけでなく、それ以外の場所（第二種施設等の屋外の場所、路上、家庭の場所等）を含めて望まない受動喫煙を生じさせないよう、喫煙をする際は周囲の状況への配慮を、喫煙場所を設置する際はその設置場所への配慮を義務づけています。

喫煙者・施設管理権原者の皆様は以下に示すような配慮をお願いいたします。

【配慮の例】

- ア. 喫煙する際はできるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること
- イ. 子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること
- ウ. 喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと
- エ. 喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周囲の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること

第5 国が実施する支援事業

1 受動喫煙防止対策助成金

厚生労働省では、事業所における受動喫煙防止対策を推進することを目的として、以下のとおり助成事業を行っています。詳細は厚生労働省ホームページを御覧ください。

【助成事業の対象となる事業主】

対象となる事業主	中小企業の事業主
助成対象	以下の措置に係る工費・設備費・備品費・機械装置費等 ① 喫煙室の設置・改修 ② 屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修 ③ 換気装置の設置等（宿泊業・飲食店のみ）
助成率	1/2(飲食店は2/3)

※申請に当たっての相談は千葉労働局(043-221-4312)までお問合せください。

2 受動喫煙防止対策に関する相談支援

厚生労働省の委託事業として、労働衛生コンサルタント等の専門団体が喫煙室設置等に関する無料相談を行っています。詳細は厚生労働省ホームページを御覧ください。

3 受動喫煙防止対策に関する職場内環境測定支援

厚生労働省の委託事業として、受託事業者がデジタル粉塵計・風速計の無料貸出を行っています。詳細は厚生労働省ホームページを御覧ください。

第6 標識の掲示場所及び内容

標識の掲示場所及び内容は以下のとおりです。(標識モデルについては、各施設の様態により標識の配置や配色等を適宜加工・修正して使用可能です。)

【標識の掲示箇所等】

区分	標識の掲示箇所
屋内の一部に喫煙室を設置する場合	喫煙室の出入口の見やすい箇所
	施設の主たる出入口の見やすい箇所
屋内の全部の場所を喫煙可能室(喫煙目的室)とする場合	施設の主たる出入口の見やすい箇所

【喫煙専用室標識等の標識例 (一覧)】

■ 第二種施設等(事務所、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両等)

- 1 喫煙専用室標識
- 2 喫煙専用室設置施設等標識

■ 指定たばこ(加熱式たばこ)のみの喫煙の場合

- 3 指定たばこ専用喫煙室標識
- 4 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

■ 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、喫煙可能なたばこ販売店)

- 5 喫煙目的室標識兼喫煙目的室設置施設標識(公衆喫煙所)
- 6 喫煙目的室標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)
- 7 喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)
- 8 喫煙目的室標識兼喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等(全部の場合))
- 9 喫煙目的室標識(たばこ販売店)
- 10 喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店)
- 11 喫煙目的室標識兼喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店(全部の場合))

■ 既存特定飲食提供施設

- 12 喫煙可能室標識
- 13 喫煙可能室設置施設標識
- 14 喫煙可能室標識兼喫煙可能室設置施設標識(全部の場合)

■ その他

- 15 特定屋外喫煙場所標識
- 16 禁煙標識

※ 次ページ以降の各標識例の右上部にある標識名及び番号は、上記と対応していますが、便宜上付しているものであり実際の標識に記載する必要はありません。

喫煙専用室標識等の標識例

喫煙専用室標識

1



喫煙専用室

Designated
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙専用室設置施設等標識

2



喫煙専用室あり

Designated
smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

指定たばこ専用喫煙室標識

3



加熱式たばこ専用喫煙室

Designated
heated tobacco
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

4



加熱式たばこ専用喫煙室あり

Designated
heated tobacco
smoking room
available

喫煙専用室標識等の標識例

喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識
(公衆喫煙所) 5



公衆喫煙所
Public
smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等) 6



喫煙目的室
Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室設置施設標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等) 7



喫煙目的室あり
Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等
全部の場合) 8



喫煙目的店
Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙専用室標識等の標識例

<p>喫煙目的室標識 (喫煙可能なたばこ販売店) 9</p>  <p style="text-align: center;">喫煙目的室 Smoking room</p> <p style="text-align: center;">20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p>	<p>喫煙目的室設置施設標識 (喫煙可能なたばこ販売店) 10</p>  <p style="text-align: center;">喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p style="text-align: center;">「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p>
<p>喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識 (喫煙可能なたばこ販売店(全部の場合)) 11</p>  <p style="text-align: center;">喫煙目的室 Smoking area</p> <p style="text-align: center;">20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p>	<p>喫煙可能室標識 12</p>  <p style="text-align: center;">喫煙可能室 Smoking room</p> <p style="text-align: center;">20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</p>

喫煙専用室標識等の標識例

喫煙可能室設置施設標識

13



喫煙可能室あり

Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙可能室標識 兼 喫煙可能室設置施設標識
(全部の場合)

14



喫煙可能店

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

特定屋外喫煙場所標識

15



喫煙場所

Smoking area

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

禁煙標識

16



禁煙

No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。